

天理集成材株式会社との「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約締結について

～持続可能な地域社会の実現に向けてお客さまのサステナビリティ経営を支援～

南都銀行（頭取 石田 諭）は、2026年3月31日に天理集成材株式会社と自行組成の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約を締結しましたのでお知らせいたします。

本ファイナンスにかかるインパクト評価は南都銀行（もしくは南都コンサルティング）が実施しており、本件および本制度のフレームワークが国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP F I）の提唱する「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合していることについて、株式会社日本格付研究所により第三者意見を取得しています。

当行グループは本商品を通じて地域全体でのSDGs達成に向けた取組をリードしていくことで、持続可能な地域の成長・発展に貢献してまいります。

『ポジティブ・インパクト・ファイナンス』

お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与えるポジティブならびにネガティブな影響を特定し、ネガティブな効果を緩和しながらポジティブな効果を増大させるお客さまの取組を支援することを目的とした融資。



【本件の概要】

	契約日	2026年3月31日
契約先	住所	奈良県天理市西長柄町710番地
	企業名	天理集成材株式会社
	代表者	代表取締役 梶谷 佳彦
	設立年月日	1979年8月4日
	資本金	30百万円
	融資金額	100百万円
	資金使途	運転資金

※「ポジティブインパクトファイナンス評価書」および「第三者意見書」は別紙をご参照ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

法人ソリューション部 だんじょう 檀上 はまぐち・濱口 TEL 0742-27-1558
経営企画部（広報担当） こうむら 甲村 あわこ・粟子 TEL 0742-27-1599

ポジティブインパクトファイナンス評価書

評価対象企業：天理集成材株式会社

2026年3月31日

南都コンサルティング株式会社

目次

1. 借入金の概要	2
2. 企業概要	2
企業概要	
企業理念等	
事業概要と特徴	
製品特徴	
サステナビリティに関する考え方および取り組み	
3. 市場環境	12
4. 包括的分析およびインパクトの特定	15
UNEP FI の定めたインパクト評価ツールにより確認したインパクト一覧	
天理集成材の個別要因を加味したインパクトの特定	
インパクトに係る戦略的意図やコミットメント	
5. KPI の決定	18
ポジティブインパクトとネガティブインパクトの内容	
6. インパクトの種類、SDGs、貢献分類、影響を及ぼす範囲	25
7. サステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）	28
8. 南都銀行によるモニタリングの頻度と方法	28

南都コンサルティング株式会社は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）」および「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、天理集成材株式会社（以下、天理集成材または同社）の包括的なインパクト分析を行った。

株式会社南都銀行は、本評価書で特定されたポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、天理集成材に対し、ポジティブインパクトファイナンスを実施する。

1. 借入金の概要

借入人の名称	天理集成材株式会社
借入金の金額	100,000,000 円
借入金の資金用途	運転資金
モニタリング期間	5 年

2. 企業概要

企業名	天理集成材株式会社
本社所在地	〒632-0063 奈良県天理市西長柄町 710 番地
代表者名	梶谷 佳彦
設立	1979 年 8 月 4 日
売上高	33 億円（2025 年 8 月期）
資本金	3,000 万円
従業員数	30 名（2025 年 8 月現在）
主たる事業内容	集成材の製造販売
認証取得	JAS 認定（日本農林規格） 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定 SGEC 認定 バイオマス事業者認定

	グリーン購入法認定 EPD-Hub 認証 再エネ eco プラン
沿革	1979年8月 創業 1981年 JAS 認証 取得 2006年9月 集成材事業 開始、グリーン購入法事業者認定取得 2016年5月 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定 取得 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定 取得 バイオマス事業 開始 2017年12月 SGEC 認証 取得 2024年6月 EPD 認証 取得

■ 企業理念等

「木材の有効利用を通して地域産業を活性化し、環境や社会価値について熟慮、実践し続けることで循環型社会に貢献する」

天理集成材は、この企業理念のもと、最高品質の集成材とサービスを提供し、顧客満足を追求するとともに、厳格な品質管理と継続的な改善を行っている。

従業員が個々の能力を最大限に発揮できるよう、成長支援と、多様性を尊重した包摂的な職場環境の提供にも注力している。また、地元経済の発展と環境保全に向けた地域社会との連携を深め、持続可能な未来の構築に積極的に貢献している。

■ 事業概要と特徴

天理集成材は、1979年に設立され、高品質な集成材の製造および販売を行っている。集成材は、構造的安定性と美しい外観を兼ね備えており、住宅建設、商業施設、公共施設など、多岐にわたるプロジェクトで使用される。

■ 製品特徴

「製品特徴」

無垢材は天然木を伐採し、丸太から1枚の板を切り出して乾燥させたもの、一方、集成材は天然の木から生成した複数の板を、接着剤で結合して作られる木材である。集成材は、製造過程において木材の節、割れなどの欠点を除去し強度のばらつきを減らすことが可能である。また、幅、厚さ、長さを自由に接着し調整できるので加工しやすく、1本の木を無駄なく使用することができる。美観を目的として表面に化粧薄板を貼り付けることで、天然木のような風合いを楽しめるものもある。顧客にとっては無垢材に比べて安価に入手することが可能である。

また、集成材は鉄などの資材に比べて環境にも優しく、製造や加工に要するエネルギーが少ないため製造工程における二酸化炭素の排出量を抑制することができる。

天理集成材は、持続可能な森林管理から得られる安定した品質の原材料を使用している。これにより、耐久性と環境配慮を両立した製品を市場に提供している。また、原材料に応じた設備投資を重ねてきた結果、幅広い製品の製造が可能であり、緻密な製造プロセスを通じて、日本の厳しい建築基準に適合する強度・品質と安定性を確保している。



出所：天理集成材 ホームページ

「製品用途」

集成材の用途は、住宅から商業施設まで幅広い。集成材の種類には「造作用集成材」、「構造用集成材」、「化粧張り造作用集成材」などがある。

天理集成材が主力とする「構造用集成材」は、所要の耐力を満たすために等級区分されたひき板（ラミナ）を接着して製造されたものである。耐力に応じた断面の大きさと安定した強度性能を持ち、大スパンの建築物にも使用可能である。断面積により、大断面・中断面・小断面に分類され、中断面・小断面の集成材は主に木造住宅の柱や梁といった構造物の耐力部材として広く使用されており、大断面集成材は、体育館、商業施設、事務所、マンション等の優れた強度性能、耐火性能、耐久性を求められる大型木造施設において、不可欠な材料である。

また、美しい木目を有することから、デザイン性を重視する建築物にも適している。さらに、住宅などに利用することで、木材中の炭素を長期間にわたり固定することにつながり、環境負荷低減の観点からも有効である。



出所：天理集成材 ホームページ

「品質」

品質へのこだわりは、天理集成材の基本理念である。同社では、原材料の選定から製造、出荷に至るまで、一貫した品質管理体制を構築している。熟練した技術者が多数在籍し、技術の継承が行われているため、継続的に安定した品質の製品を提供することが可能である。

全ての製品は JAS（日本農林規格）の認定を受け、国際的な品質基準にも準拠している。この徹底した品質管理により、顧客が安心して使用できる製品を提供し続けている。

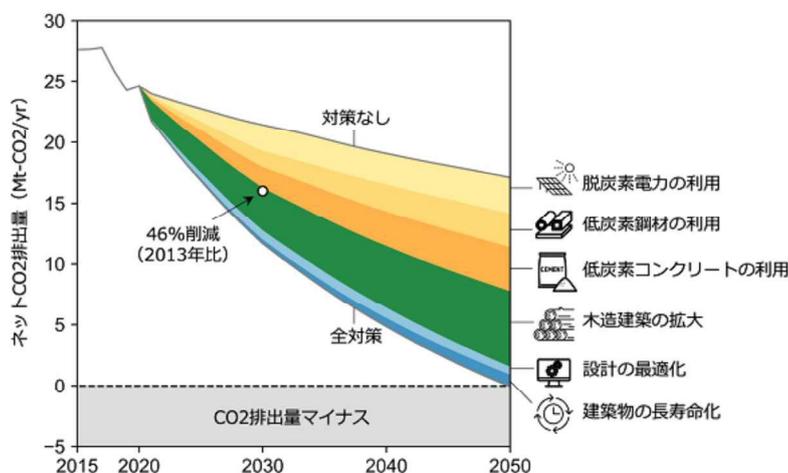


出所：天理集成材 ホームページ

■ サステナビリティに関する考え方および取り組み

① 資源の有効利用と脱炭素化への取り組み

国立環境研究所によると、建築物の建設とその後の運用に伴う CO₂排出量は、世界の総排出量の 4 割近くを占めており、早急な脱炭素化対策が求められている。日本では現在、建築材料の生産によって年間約 28Mt の CO₂が排出されている。国立環境研究所では、2050 年カーボンニュートラル達成のためには、「脱炭素電力の利用」、「低炭素鋼材の利用」、「低炭素コンクリートの利用」、「木造建築の拡大」、「設計の最適化」、「建築物の長寿命化」という 6 つの対策を行う必要があるとしている。



出所：国立環境研究所 HP「建築材料の 2050 年カーボンニュートラルへの道筋」

<https://www.nies.go.jp/whatsnew/2024/20240125/20240125.html>

天理集成材では、これらのうち「木造建築の拡大」に寄与すべく、使用する原材料から製造プロセス、製品の配送に至るまで、環境負荷の低減に向けた積極的な取り組みを行っている。



出所：天理集成材 ホームページ

【森の国・木の街づくり宣言】

天理集成材は、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことを宣言している。

我が国の豊かな森林の恵みを未来へつなぐためには、「植えて、育てる」に加え、「使う」ことが不可欠である。

同社は、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、カーボンニュートラルに向けた山林の購入・植林・育林を実施している。

また、木材利用の促進に当たっては、SHK 制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果の“見える化”に取り組んでいる。



出所：天理集成材 ホームページ

【カーボンニュートラルへの取り組み】

同社は、2024年6月にEPD認証を取得し、原材料の調達から製造、廃棄に至るまでのCO₂排出量を可視化している。あわせて、再生可能エネルギーの利用拡大やエネルギー効率の改善、製造から輸送までの各プロセスの見直しを進め、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた温室効果ガス排出削減に取り組んでいる。

具体的には、製品製造に必要なエネルギーを太陽光発電などのクリーンエネルギーへ切り替えることで、CO₂排出量の削減を実現している。さらに、国内のクリーンエネルギープロジェクトへの投資にも積極的に取り組み、持続可能な社会の構築に貢献している。

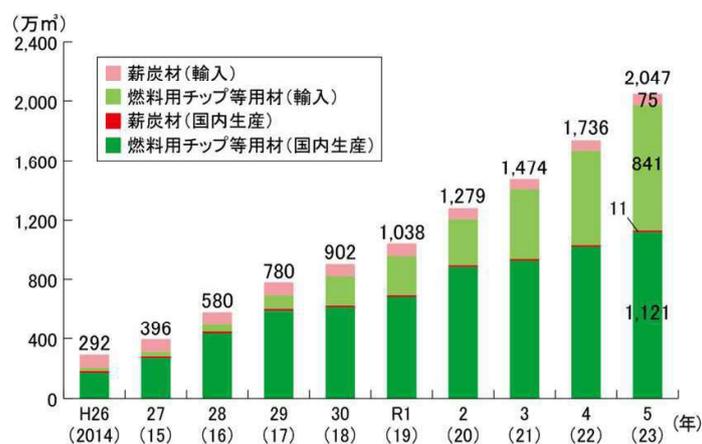


出所：天理集成材 ホームページ

【バイオマス発電燃料】

林野庁「令和6年度 森林及び林業の動向」によると、エネルギー利用される木質バイオマス量は年々増加し、2023年における燃料材の国内消費量は前年比17.9%増の2,047万m³、うち国内生産量は同10.6%増の1,132万m³となっている。再生可能エネルギーの固定価格買い取り(FIT)制度やFIP制度により木質バイオマス発電施設が各地で稼働している。

燃料材の国内消費量の推移



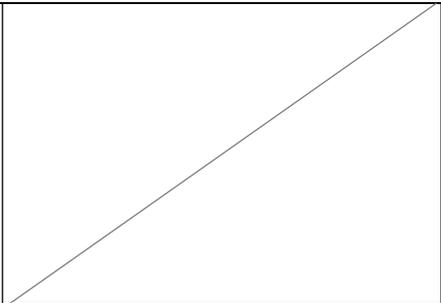
出所：林野庁 「令和6年度 森林及び林業の動向」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r6hakusyo/gaiyou.html>

天理集成材の木材加工過程で発生した廃材は、同社のバイオマスボイラーの燃料として利用されるほか、バイオマス燃料およびチップの製造会社へ全量供給されている。これにより、木材資源の有効活用と廃棄物発生量の最小化を両立している。製造されたバイオマス燃料は地域のバイオマス発電所に供給され、再生可能エネルギーの普及に貢献している。こうした取り組みを通じて、同社は環境負荷に配慮した持続可能な生産活動を推進している。

【認定一覧】

天理集成材は、品質および環境の取り組みに関する以下の認定を受けている。

	 <p>天理集成材株式会社はSGECの認証製品の調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています。 SGEC/31-31-1587 www.sgec-pefc.jp</p>	
<p>JAS 認定（日本農林規格）</p> <p>JAS 認定は、製品が日本の農林水産省が定める品質基準に適合していることを保証している。天理集成材の製品は、品質と安全性が国の基準に準拠していることが認められている。</p>	<p>SGEC 認定（Sustainable Green Ecosystem Council）</p> <p>SGEC 認定は、天理集成材の製品が持続可能な森林管理の基準を満たしていることを示している。これにより、環境保護と生物多様性の保全が強化されている。</p>	<p>合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定</p> <p>この認定は、天理集成材が合法的に伐採された木材のみを使用していることを証明するものである。環境保護と持続可能な森林管理に対するコミットメントを強調し、違法伐採問題への対策として重要な認定である。</p>
		
<p>再エネ eco プラン</p> <p>天理集成材では、製造に使用する電力を、再生可能エネルギー由来の電気料金プランの契約と自家消費型の太陽光発電により賄うことで、CO₂排出量の削減に寄与している。</p>	<p>EPD-Hub 認証</p> <p>EPD-Hub 認証は、製品が環境にどのくらい影響を与えるかを数値で示す国際的な基準である。製品の原料から廃棄までの環境への影響を評価し、その結果を透明に公開している。</p>	

	
<p style="text-align: center;">バイオマス事業者認定</p> <p>この認定は、天理集成材がバイオマス資源の適切な管理と利用を行っていることを示し、再生可能エネルギーの利用促進に貢献していることを証明するものである。</p>	<p style="text-align: center;">グリーン購入法認定</p> <p>グリーン購入法に基づくこの認定は、政府や自治体が環境に配慮した製品を優先的に購入する際の基準となるもので、天理集成材の製品が環境に優しい選択肢であることを保証し、エコロジカルな購入選択の一環として認められていることを示している。</p>

② 多様な人材が安心して働ける職場環境づくり

天理集成材では、国籍や年齢を問わず、多様なバックグラウンドを持つ人材を積極的に雇用し、すべての従業員が安心して能力を発揮できる職場環境の整備に取り組んでいる。外国人従業員や65歳以上の高齢者を含む多様な人材が健康に就労できるよう、定期健康診断を実施し、心身の健康管理を支援している。

また、法令を順守するとともに、時間外労働については固定残業制度を導入し、日々の目標が達成された時点で業務を終了する仕組みを採用している。有給休暇については、同社の直近（2025年2月～2026年1月）における年間平均取得日数は13.35日であり、製造業の全国平均である12.9日を上回っている。休暇取得の促進により、ワーク・ライフ・バランスの向上と、働きやすい職場風土の醸成を図っている。

福利厚生面では、ヒルトン・グループが運営するタイムシェア型リゾート「ヒルトン・バケーションズ」の利用制度を導入し、従業員の心身のリフレッシュを支援している。

労働災害については、近年は年間1件程度発生している。同社では、労働災害が発生した際には、その原因および再発防止策を社内に周知するなど、安全に関する情報発信を行っている。今後も、労働災害の発生リスク低減に向けて、未然防止の徹底に努めていく方針である。

人材育成においては、OJTによる実践的な研修に加え、業務上必要な資格取得を積極的に推進しており、資格取得費用ならびに研修・講習に要する費用は全額会社が負担している。これらの取り組みを通じて、多様な人材の能力開発とスキル向上を支援し持続的な企業価値の向上を目指している。

第5表 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

企業規模・産業・年	(単位：日)		(単位：%)
	労働者1人 平均付与日数 ¹⁾	労働者1人 平均取得日数 ²⁾	労働者1人 平均取得率 ³⁾
令和6年調査計	16.9	11.0	65.3
1,000人以上	17.1	11.5	67.0
300～999人	17.3	11.5	66.6
100～299人	16.5	10.4	62.8
30～99人	16.6	10.6	63.7
鉱業、採石業、砂利採取業	17.8	12.7	71.5
建設業	17.8	10.8	60.7
製造業	18.3	12.9	70.4
電気・ガス・熱供給・水道業	18.7	13.2	70.7
情報通信業	18.7	12.5	67.1
運輸業、郵便業	17.8	11.1	62.2
卸売業、小売業	16.7	10.1	60.6
金融業、保険業	15.1	9.9	65.4
不動産業、物品賃貸業	16.9	10.6	62.4
学術研究、専門・技術サービス業	18.6	12.2	65.7
宿泊業、飲食サービス業	11.6	5.9	51.0
生活関連サービス業、娯楽業	13.9	8.8	63.2
教育、学習支援業	17.7	10.1	56.9
医療、福祉	16.4	11.0	66.8
複合サービス事業	19.7	10.8	55.0
サービス業（他に分類されないもの）	15.1	10.7	71.1
令和5年調査計	17.6	10.9	62.1

注：1) 「付与日数」は、繰越日数を除く。

2) 「取得日数」は、令和5年（又は令和4会計年度）1年間に実際に取得した日数である。

3) 「取得率」は、取得日数計／付与日数計×100(%)である。

出所：厚生労働省 「令和6年度 就労条件総合調査」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/24/dl/gaikyou.pdf>

3. 市場環境

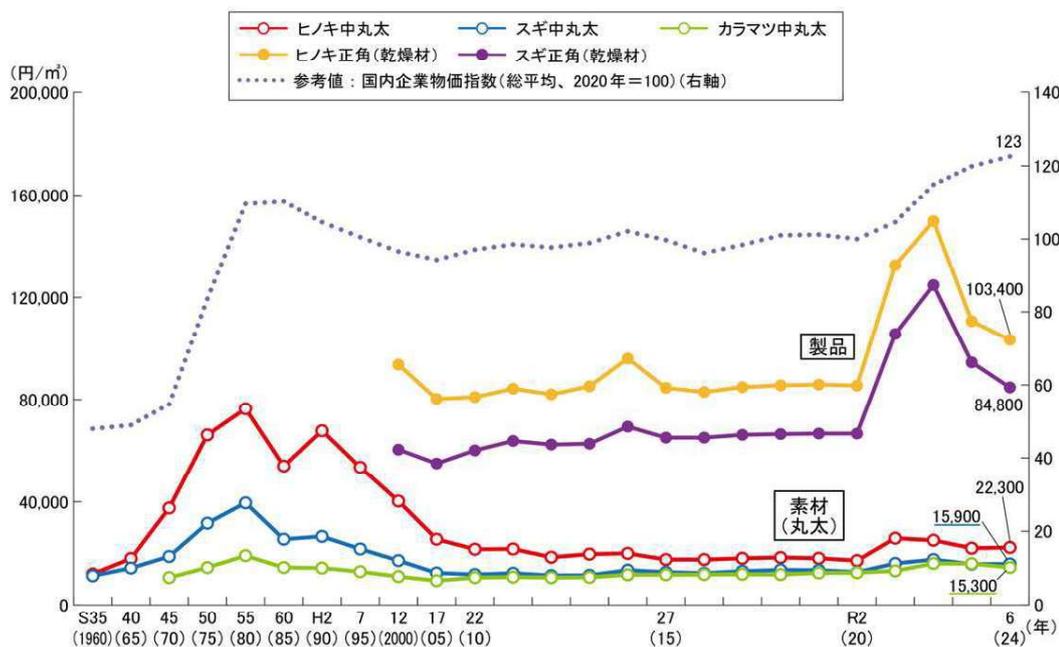
近年、木造戸建て住宅の高機能化・高性能化に伴い、構造躯体の品質や精度がより一層重視される傾向が強まっている。この流れを受け、住宅および非住宅分野における集成材の使用率が高まっており、特に集成管柱や集成平角材が注目されている。

林野庁「令和6年度 森林及び林業の動向」によると、我が国における集成材工場数は、令和5（2023）年末時点で143工場である。

【原材料価格の変動】

林野庁「令和6年度 森林及び林業の動向」によると、2024年の木材価格は、製品・素材（丸太）ともに、2021年の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）時から下落傾向ではある。しかし、価格は依然として上昇前の2020年より高い状況にある。

我が国の木材価格の推移

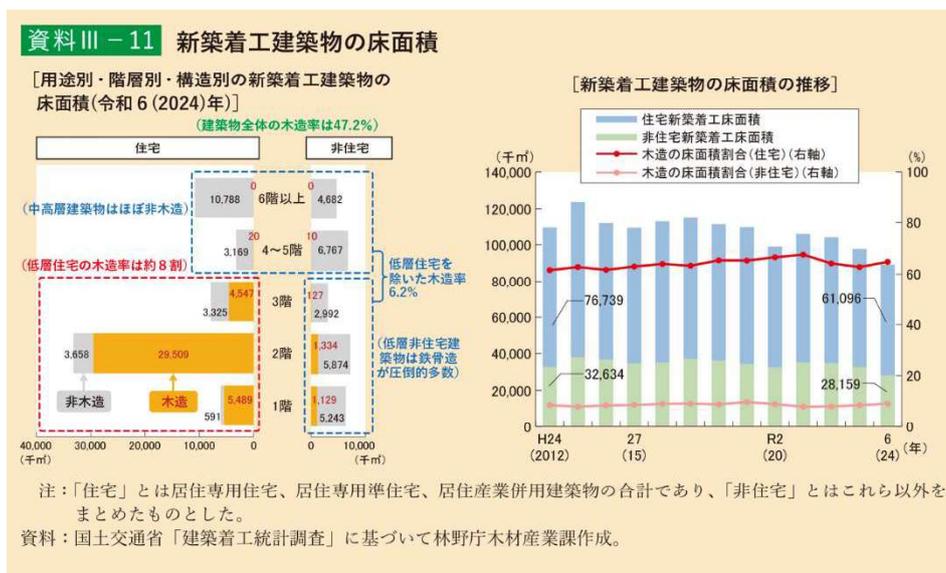


出所：林野庁「令和6年度 森林及び林業白書」

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r6hakusyo_h/all/index.html

【木造建築物の推移】

林野庁「令和6年度 森林及び林業の動向」によると、令和6（2024）年の着工建築物における木造率（床面積ベース）は47.2%である。用途別・階層別に見ると、1～3階建ての低層住宅は80%を超える一方で、低層の非住宅建築物は約15%、4階建て以上の中高層建築物は1%未満と低い状況にある。



出所：林野庁 「令和6年度 森林及び林業白書」

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r6hakusyo_h/all/index.html

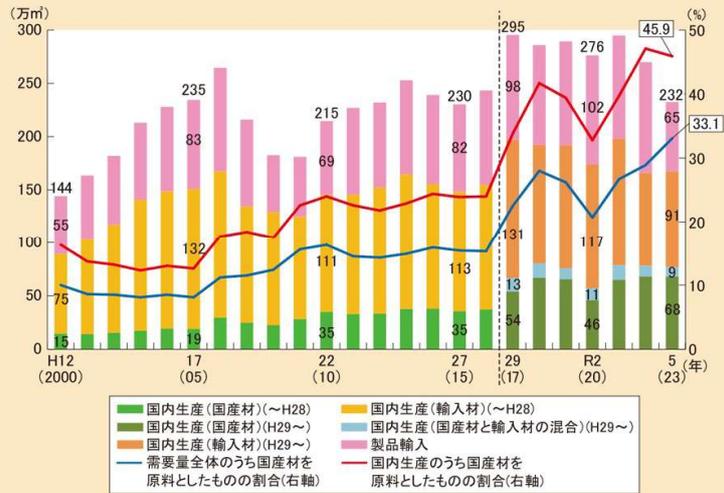
【集成材の使用量の推移】

現在、日本における構造用集成材の市場規模は、国内外製品を合わせて200万 m^3 を超える規模にまで成長している。国内の集成材生産量は、令和5（2023）年に前年比1.0%増の168万 m^3 となった。用途別に見ると、構造用が159万 m^3 、造作用などその他用途が9万 m^3 であり、構造用集成材が生産量の大部分を占めている。また、令和5（2023）年の集成材製品の輸入量は65万 m^3 で、供給量全体の28.0%を占めている。このうち、構造用集成材の輸入量は56万 m^3 であった。

集成材の住宅分野における使用量は、令和2年度から令和5年度にかけて増加傾向にあることが確認されている。

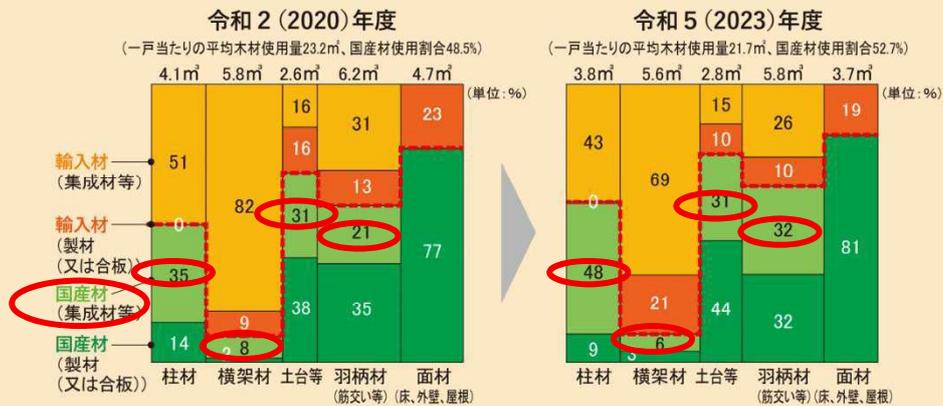
一方で、今後は人口減少などを背景に、新設住宅着工戸数が中長期的に減少していく可能性が高い。そのため、非住宅分野や中高層建築物における木造化・木質化を推進し、新たな木材需要を創出していくことが重要である。

資料Ⅲ-41 集成材の供給量の推移

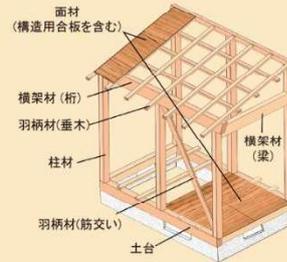


注1: 「国内生産(国産材) (~H28)」と「国内生産(輸入材) (~H28)」は集成材原材料の地域別使用比率から試算した値。
 注2: 平成29(2017)年以降の国産材を原料としたものの割合の算定には、国産材と輸入材の混合分も計上。
 注3: 計の不一致は四捨五入による。
 資料: 国内生産の集成材については、平成28(2016)年までは、日本集成材工業協同組合調べ。平成29(2017)年以降は、農林水産省「木材需給報告書」。「製品輸入」については、財務省「貿易統計」。

資料Ⅲ-14 木造軸組住宅の部材別木材使用割合(大手住宅メーカー)



注1: 国産材と輸入材の異樹種混合の集成材等・合板は国産材として計上。
 注2: 割合の計、平均使用量の計の不一致は、単位未満の四捨五入による。
 注3: 各部材ごとの「1住宅当たりの平均木材使用量」を積み上げて算出。
 注4: 「面材」には、製材を含む。面材のうち、国産材か輸入材か不明分については、不明以外の面材の比から按分。
 注5: 一般社団法人日本木造住宅産業協会の1種正会員(住宅供給会社)を対象としたアンケート調査の結果。同協会は、主に、大手住宅メーカーを始めとした中大規模住宅供給会社で構成されている。
 資料: 一般社団法人日本木造住宅産業協会「木造軸組工法住宅における国産材利用の実態調査報告書」に基づいて林野庁木材産業課作成。



出所: 林野庁 「令和6年度 森林及び林業白書」

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r6hakusyo_h/all/index.html

4. 包括的分析およびインパクトの特定

PIF 原則およびモデル・フレームワークに基づき南都コンサルティング株式会社が所定のインパクト評価の手続きを実施した。

まず、UNEP FI の定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブインパクトおよびネガティブインパクトを判定したものが以下となる。なお、天理集成材の業種は、国際標準産業分類に基づき「1621 ベニヤシート、木質パネルの製造」と特定した。

■ UNEP FI の定めたインパクト評価ツールにより確認したインパクト一覧

国際産業標準分類 (UNEP FIコード)		1621	
対象事業		ベニヤシート、木質パネルの製造	
インパクトエリア	インパクトエリア・トピック	ポジティブ	ネガティブ
人格と人の安全保障	紛争		
	現代奴隷		
	児童労働		
	データプライバシー		
	自然災害		
健康および安全性	-		
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
	食料		
	エネルギー		
	住居		
	健康と衛生		
	教育		
	移動手段		
	情報		
	コネクティビティ		
	文化と伝統		
	ファイナンス		
生計	雇用		
	賃金		
	社会的保護		
平等と正義	ジェンダー平等		
	民族・人種平等		
	年齢差別		
	その他の社会的弱者		
強固な制度・平和・安定	法の支配		
	市民的自由		
健全な経済	セクターの多様性		
	零細・中小企業の繁栄		
インフラ	-		
経済収束	-		
気候の安定性	-		
生物多様性と生態系	水域		
	大気		
	土壌		
	生物種		
	生息地		
サーキュラリティ	資源強度		
	廃棄物		

■ 天理集成材の個別要因を加味したインパクトの特定

「住居」：一般住居を建築するための柱や木材製品を製造しているが、影響が間接的であることから「住居」のポジティブインパクトを削除する。

「賃金」：給与所得者の同社の平均賃金は、厚生労働省が実施する令和6年賃金構造基本統計調査における製造業の全国平均を上回っており、同社の給与水準は高くポジティブインパクトに資する取り組みはある。一方、低収入・不規則な収入といったネガティブインパクトに該当する事実はないことから、ネガティブインパクトのみ削除する。

「その他の社会的弱者」：同社は、その他社会的弱者に対する雇用の促進に取り組む方針であることから、ネガティブインパクトを追加する。

「インフラ」：同社の製品は、インフラに関連するものではないためポジティブインパクトを削除する。

「気候の安定性」：同社の製品は、二酸化炭素の削減に貢献することからポジティブインパクトを追加する。

「大気」「水域」：ネガティブインパクトが抽出されているが、同社は製造工程において、水域や大気への重大な汚染につながる活動は確認されていないことから、ネガティブインパクトを削除する。

特定したインパクト一覧

インパクトエリア・トピック	ポジティブ	ネガティブ
健康および安全性		●
雇用	●	
賃金	●	
社会的保護		●
その他の社会的弱者		●
零細・中小企業の繁栄	●	
気候の安定性	●	●
資源強度		●
廃棄物		●

各インパクトエリア・トピックに対して、ポジティブインパクトの増大やネガティブインパクトの低減に貢献すべき活動内容を確認すると共に、SDGsのゴール及びターゲットへの対応関係についても併せて評価した。

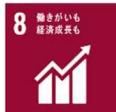
■ インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトとPIF原則及びモデル・フレームワークにより特定したインパクトの項目の関連は以下になる。

No.	インパクト	特定したインパクトの項目
①	環境負荷低減への取り組み	ポジティブインパクト：「気候の安定性」 ネガティブインパクト：「気候の安定性」「資源強度」「廃棄物」
②	事業活動を通じた社会課題解決への貢献	ポジティブインパクト：「零細・中小企業の繁栄」「気候の安定性」
③	多様な人材がいきいきと働ける職場づくり	ポジティブインパクト：「雇用」「賃金」 ネガティブインパクト：「その他の社会的弱者」「健康および安全性」「社会的保護」

5. KPI の決定

天理集成材の事業活動が社会・社会経済・自然環境に影響を与えるインパクトについて、重点目標に基づく取り組みと指標を設定した。以下がその要約となる。なお、設定した KPI のうち目標年度に達したものに着いては、再度の目標設定等を検討する。

テーマ	内容	KPI	SDGs
環境負荷低減への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーのクリーン化・効率化を進め、CO₂排出量削減を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量 2029 年度までに 8,000t に削減する <2025/ 8 期実績 : 9,248 t > 	
事業活動を通じた社会課題解決への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素に資する国産材利用推進の動きに応え、木造非住宅部材の供給を拡大することで、地域の林業を始めとする中小企業の繁栄に寄与する 	<ul style="list-style-type: none"> 2029 年度までに木造非住宅部材の販路（非住宅部材生産量/全生産量）を 10~15% に拡大する <2025/ 8 期実績 : 5 % > 	 
多様な人材がいきいきと働ける職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 社会的に不利な立場にある人々の就業支援および雇用促進に取り組む 各種資格に挑戦できる環境を整え、社員一人ひとりの能力開発を推進する 安心して働ける職場環境を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> 2028 年度までに社会的に就業支援が必要な人（障がい者など）を、3 名以上採用する。以降の目標は改めて設定する 2030 年度までに従業員 1 人当たり有給休暇の取得日数を年間 15 日以上確保する <2026 年 1 月時点平均有給休暇取得日数 13.35 日 > 毎年度の平均賃金を、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』における同年度の全国平均賃金以上となるように賃金改定を行う 	  

■ ポジティブインパクトとネガティブインパクトの内容

環境負荷低減への取り組み

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト・ネガティブインパクト
インパクトエリア・トピック	ポジティブインパクト：「気候の安定性」 ネガティブインパクト：「気候の安定性」
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	・ エネルギーのクリーン化および効率化を進め、CO ₂ 排出量削減を推進する
毎年モニタリングする目標と KPI	・ CO ₂ 排出量 2029 年度までに 8,000t に削減する。（2025/8 期実績 9,248 t）

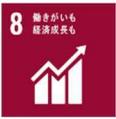
天理集成材は、製造プロセス全体を通じて環境負荷を軽減するため、積極的な取り組みを行っている。具体的には、使用する原材料から製造プロセス、製品の配送に至るまで環境影響を最小限に抑えるため、原材料の仕入れから製造、廃棄までの CO₂排出量を可視化している。

さらに、製品製造に必要なエネルギーを太陽光発電などのクリーンエネルギーに置き換え、CO₂排出量の削減に努めている。

	2025/8 期（実績）	2030/8 期（目標）
CO ₂ 排出量	9,248t	8,000t

※EPD 取得（CO₂排出量可視化） 2024 年 6 月開始

事業活動を通じた社会課題解決への貢献

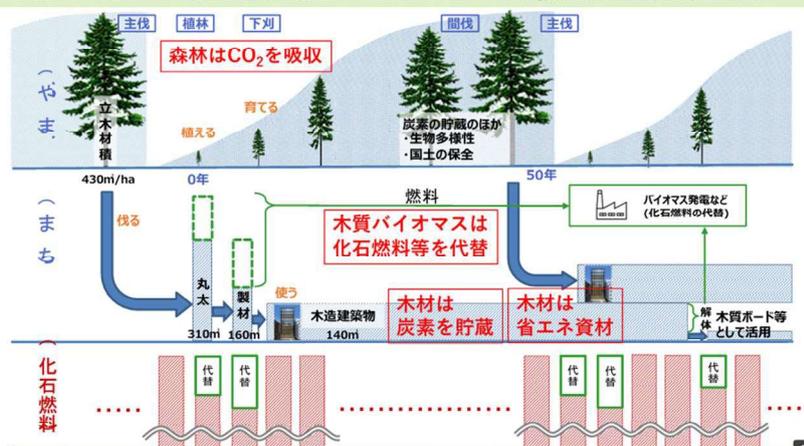
項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト
インパクトエリア・トピック	ポジティブインパクト：「零細・中小企業の繁栄」「気候の安定性」
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素に資する国産材利用推進の動きに応え、木造非住宅部材の供給を拡大することで、地域の林業を始めとする中小企業の繁栄に寄与する
毎年モニタリングする目標と KPI	<ul style="list-style-type: none"> 2029 年度までに木造非住宅部材の販路（非住宅部材生産量/全生産量）を 10～15%に拡大する <2025/ 8 期実績：5 %>

【製品の販路拡大】

現在、国の政策として木材利用の促進が進められており、非住宅分野における木造建築は、脱炭素社会の実現に向けた有効な手段として注目を集めている。森林は成長過程で CO₂を吸収・固定する重要な役割を担っており、その木材を建築物として長期間使用することで、炭素を都市空間に貯蔵し続けることができる。さらに、木質バイオマスエネルギーの活用は化石燃料の代替となり、エネルギー起源の CO₂排出削減にも

2050年カーボンニュートラルへの森林・木材分野の貢献

- 森林はCO₂を吸収・固定するとともに、木材として建築物等に利用することで炭素を都市に長期間貯蔵可能。また木質バイオマスのエネルギー利用は化石燃料の代替となり、省エネ資材である木材の建築物への利用は建築物のエンボイドカーボンの削減に寄与。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、「伐って、使って、植えて、育てる」資源の循環利用を進めることが有効。



出所：林野庁 「令和7年6月 建築物への木材利用の促進に向けた取り組み」

<https://www.mlit.go.jp/common/001898835.pdf>

貢献する。加えて、木材は製造や加工に必要なエネルギーが比較的少ない資材であるため、建物を建てる段階から排出される CO₂を抑えることができ、建築物のライフサイクル全体での環境負荷低減に寄与する点も大きな特長である。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を進めることが不可欠である。現在、非住宅および中高層建築物の

多くは非木造が主流であり、低層非住宅における木造率は約 15%、中高層建築物では 1%未満にとどまっている。これまで木材利用が進んでこなかった分野において木造化を推進することは、建築分野での CO₂ 排出削減効果をさらに高めるとともに、林業の活性化や持続可能な社会の実現に大きく貢献する。

天理集成材では、こうした非住宅市場での木材活用の拡大を目指しており、2030 年度までに木造非住宅部材の販路を 10~15%まで拡大することを目標としている。これにより建築物の木造化を通じた CO₂ 排出削減効果の向上を図り、環境負荷の低減に貢献していく考えである。

加えて、非住宅分野への展開は、地域の施工事業者、設計事務所、加工事業者等の中小企業との取引機会の創出や技術連携の促進につながる事が想定される。これにより、サプライチェーン全体の付加価値向上や地域経済の活性化といったポジティブな波及効果が期待される。

	2023/8期 (実績)	2024/8期 (実績)	2025/8期 (実績)	2030/8期 (目標)
全生産量に占める非住宅分野の割合	0%	2%	5%	10~15%
全生産量	35,980 m ³	39,440 m ³	39,597 m ³	—

多様な人材がいきいきと働ける職場づくり

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト・ネガティブインパクト
インパクトエリア・トピック	ポジティブインパクト：「雇用」「賃金」 ネガティブインパクト：「その他の社会的弱者」「健康および安全性」「社会的保護」
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 社会的に不利な立場にある人々の就業支援および雇用促進に取り組む 安心して働ける職場環境を整備する
毎年モニタリングする目標と KPI	<ul style="list-style-type: none"> 2028 年度までに社会的に就業支援が必要な人（障がい者など）を、3 名以上採用する。以降の目標は改めて設定する 2030 年度までに従業員 1 人当たり有給休暇の取得日数を年間 15 日以上確保する（2026 年 1 月現在の年間平均有給休暇取得日数 13.35 日） 毎年度の平均賃金を、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』における同年度の全国平均賃金以上となるように賃金改定を行う

【多様性のある職場】

天理集成材では、多様な人材がいきいきと働ける職場づくりを目指している。同社の 2025 年 8 月現在の従業員数（パートタイム従業員を含む）は、32 名であり、そのうち外国人 7 名、65 歳以上が 5 名を占めている。同社では、個々の経験やスキル、適性を適切に評価した上で、適材適所の配置を行うことにより、多様な人材の活躍を促進し、組織全体の活性化と生産性の向上を図っている。

今後は、障がい者をはじめとする社会的に就業支援が必要な人材の雇用促進にも取り組み、誰もが働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、企業の持続的な成長と社会課題の解決の両立に貢献していく。

【能力開発の推進】

人材育成においては、OJT による実践的な研修に加え、業務上必要な資格の取得を積極的に推進している。資格取得費用および研修・講習に要する費用は、全額会社が負担している。また、資格取得後は毎月の資格手当を支給し、賃金の向上を図っている。これらの取り組みを通じて、多様な人材の能力開発とスキル

向上を支援し持続的な企業価値の向上を目指している。

<資格取得状況：2026年1月時点>

資格名	人数	資格名	人数
フォークリフト免許	8名	木材加工用機械作業主任者	4名

【安心して働ける職場環境】

天理集成材の給与所得者の平均賃金は、厚生労働省が実施する令和6年賃金構造基本統計調査における製造業の全国平均を上回っており、今後も全国平均以上を維持する方針である。

また、心身の健康維持を促進するため、定期健康診断の実施に加え、計画的な有給休暇の取得を推進している。直近（2025年2月～2026年1月）における同社の年間平均有給休暇取得日数は13.35日であり、製造業の全国平均である12.9日を上回っている。今後は、新たな人材の採用および業務効率化を進めることで、2030年度までに年間有給休暇取得日数を15日以上とすることを目標としている。

さらに、福利厚生の一環として、ヒルトン・グループが運営するタイムシェア型リゾート「ヒルトン・バケーションズ」の利用制度を導入し、従業員の心身のリフレッシュを支援している。

これらの取り組みを通じて、いきいきと働ける職場環境の整備を進め、従業員が安心して長期的に活躍できる基盤づくりを図っていく。

その他、天理集成材がインパクトとして特定した項目の中で、KPIとして目標を設定しなかったものについて以下にその取り組み内容を要約する。

テーマ	内容	SDGs
環境負荷低減への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃材の再利用を通じて資源の有効活用と廃棄物削減を推進する ・ 山林の購入・植林・育林に取り組みカーボンニュートラルを推進する（自社製品の炭素固定化） 	 

インパクトトピック：ネガティブインパクト「資源強度」「廃棄物」

天理集成材では、木材加工過程で発生する廃材を、同社のバイオマスボイラー燃料として自社利用するほか、自社消費分を除く全量をバイオマス燃料およびチップの製造会社へ 100%供給している（2025 年 8 月期実績）。これらを原料として製造されたバイオマス燃料は地域のバイオマス発電所で活用されており、資源の有効活用と廃棄物削減に寄与している。今後も、自社消費分を除く廃材についてはバイオマス燃料・チップ製造向けへの供給を継続し、資源循環のさらなる推進を図る。

さらに、カーボンニュートラルの実現に向け、山林の購入、植林、育林を進め、CO₂吸収源の確保と資源循環型の事業基盤の強化に取り組んでいる。

これらの取り組みを継続・強化することで、環境負荷のさらなる低減を図り、持続可能な社会の実現に貢献していく方針である。

	2023/8期(実績)	2024/8期(実績)	2025/8期(実績)
廃材供給量	3,399t	3,881t	5,551t

6. インパクトの種類、SDGs、貢献分類、影響を及ぼす範囲

天理集成材の事業活動は、SDGsの17のゴールと169のターゲットに以下のように関連している。

環境負荷低減への取り組み

SDGsの17目標	ターゲット	内容
	11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

期待されるターゲットの影響：CO₂排出量の削減やクリーンエネルギーの導入、廃棄物削減とリサイクルの推進を通じて、気候変動対策と循環型社会の実現に寄与する。また、森林資源の持続可能な利用にもつながり、環境負荷の低減に貢献する。

事業活動を通じた社会課題解決への貢献

SDGs の 17 目標	ターゲット	内容
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

期待されるターゲットの影響：企業が新たな事業機会を創出して成長することで、零細・中小企業の繁栄と環境負荷低減にも寄与する。

多様な人材がいきいきと働ける職場づくり

SDGs の 17 目標	ターゲット	内容
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する

期待されるターゲットの影響：多様な人材の雇用に加え、資格取得支援による能力開発や有給休暇取得の促進などを通じて、心身の健康を確保する。これにより、多様な人材が安心して働き続けられる職場環境が整い、企業の持続的な成長につながる。

7. サステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

本ポジティブインパクトファイナンスに取り組むにあたり、天理集成材では、代表取締役社長 梶谷 佳彦氏を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性、KPI の設定について検討を重ね、取り組み内容の抽出を行っている。本ポジティブインパクトファイナンス実行後においても、社員一人一人が目標達成に向けて取り組み、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営の実現を目指していく。各 KPI は SDGs 実行委員会が統括し達成度合いをモニタリングしていく。

天理集成材では下記推進体制の構築により、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取り組み、国内をリードしていく企業を目指す。バリューチェーンの観点では、環境汚染や人権問題等に配慮された調達・製造・販売・使用・処分を行うことが責務であるとの認識のもと、環境・健康配慮を徹底した事業展開を実施していく。

天理集成材の最高責任者	代表取締役社長 梶谷 佳彦 氏
天理集成材のモニタリング担当者	徳弘 智也 氏

8. 南都銀行によるモニタリングの頻度と方法

本ポジティブインパクトファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、南都銀行と天理集成材の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動場等を通じて実施する。

具体的には決算が 8 月のため、11 月に関連する資料を南都銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバック等のやりとりを行う。南都銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは南都銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング方法	対面、Web 会議等、モニタリング方法の指定はない 定例訪問などを通じて情報交換を行う
モニタリングの実施時期、頻度	毎年 11 月に、年 1 回程度実施する
モニタリングした結果の フィードバック方法	KPI 等の指標の進捗状況を確認する 必要に応じて KPI 達成のために必要なノウハウの提供、外部 資源とのマッチングを検討するなど、KPI 達成をサポートする

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、南都コンサルティング株式会社が、南都銀行から委託を受けて実施したもので、南都コンサルティング株式会社が南都銀行に対して提出するものです。
2. 南都コンサルティング株式会社は、依頼者である南都銀行および南都銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する天理集成材から供与された情報と、南都コンサルティング株式会社が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<本件に関するお問い合わせ先>

南都コンサルティング株式会社

藤田 美蘭

〒630-8677

奈良市大宮町四丁目 297 番地の 2

TEL:0742-93-3102 FAX:0742-93-3103



第三者意見書

2026年3月31日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

天理集成材株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社南都銀行

評価者：南都コンサルティング株式会社

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable

PIF for SMEs

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社南都銀行（「南都銀行」）が天理集成材株式会社（「天理集成材」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、南都コンサルティング株式会社（「南都コンサルティング」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。南都銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、南都コンサルティングと共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、南都銀行及び南都コンサルティングにそれを提示している。なお、南都銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクト

トエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

南都銀行及び南都コンサルティングは、本ファイナンスを通じ、天理集成材の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、天理集成材がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

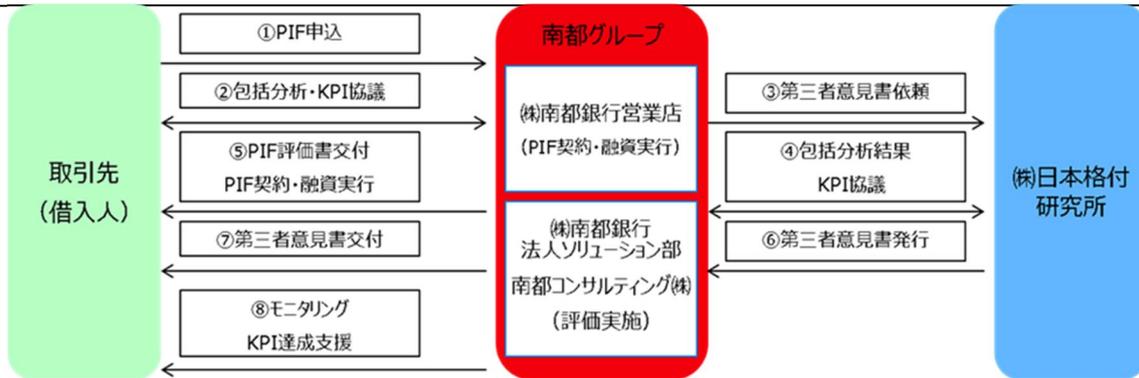
JCR は、南都銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 南都銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs



(出所：南都銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、南都銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、南都銀行からの委託を受けて、南都コンサルティングが分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て南都コンサルティングが作成した評価書を通して南都銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、南都コンサルティングが、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国

内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である天理集成材から貸付人である南都銀行及び評価者である南都コンサルティングに対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

葛 友樹

葛 友樹



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル